

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働基準監督機関の監督指導等の権限の行使により把握した
法令違反の事案の公表に当たっての留意事項について

標記については、平成24年2月8日付け基発0208第3号「労働基準監督機関の監督指導等の権限の行使により把握した法令違反の事案の公表について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意し、その適正な取扱いを期されたい。

記

1 司法処分を行った事案について

- (1) 司法事件の捜査は、労働基準監督官に付与された最も強力な権限行使であり、捜査上知り得た事実については、その性格から特に秘とすべきであることはいうまでもない。司法事件の公表は、同種犯罪の防止を図るといふ公益性を確保する目的から行う場合であって、当該公表内容が真実である、あるいは真実であると信じるについて相当の理由があるときに、行うものであり、その目的を逸脱し、又はその目的の範囲を超えて捜査上知り得た事実を公表することは許されないものである。

このため、労働基準監督署（以下「署」という。）が司法処分を行った以下のような事案については、都道府県労働局（以下「局」という。）と協議のうえ、その公表を差し控えるのが適当であること。

ア 
イ 

- (2) 署が司法処分を行った事案は、当該事案に関連して管内他署の取組状況や局としての同種事案への対処方針等に関して取材を受けるなど組織的な対応が求められることも多いため、記者発表の内容・時期を事前に把握し、公表内容が必要な範囲のものとなっているかを確認するほか、局内の関係課室への連絡、取材対応の準備等について、

適切に対応すること。

2 監督指導において法令違反の是正を指導した事案であって、司法処分を行わなかったものについて

局長通達記の3ただし書の公益性を確保する観点から、指導結果を明らかにすることが適当であると考えられる事案がある場合には、本省に協議すること。